㈢　被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四六条関係）

一四　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　復興特別所得税について、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一八条、第二〇条の二及び第二一条関係）

2　復興特別所得税について、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設等に伴う所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係）

一五　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第七号）の一部改正関係

農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律附則第一二条関係）

一六　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五五号）の一部改正関係

農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三六条関係）

一七　所得税法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第二一号）の一部改正関係

農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五五条関係）

一八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第九号）の一部改正関係

1　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置等について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条、第二七条、第三〇条及び第五三条関係）

㈠　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額につき、平成二七年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する事業年度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の六五相当額とし、平成二九年四月一日以後に開始する事業年度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の五〇相当額とする措置について、平成二八年四月一日以後に開始する事業年度における控除限度額については、次に掲げるその繰越控除をする事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

⑴　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する事業年度　その事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の六〇相当額

⑵　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する事業年度　その事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の五五相当額

⑶　平成三〇年四月一日以後に開始する事業年度　その事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の五〇相当額

㈡　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を一〇年（改正前九年）に延長する措置について、その施行日を平成三〇年四月一日（改正前平成二九年四月一日）とし、平成三〇年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用する。

㈢　法人税に係る純損失等の金額に係る更正の請求期間及び期間制限を一〇年（改正前九年）に延長する措置について、その施行日を平成三〇年四月一日（改正前平成二九年四月一日）とし、平成三〇年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる純損失等の金額について適用する。

2　電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者制度を廃止することとした。（旧所得税法等の一部を改正する法律附則第三八条～第四〇条関係）

一九　その他

1　消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置（附則第一七〇条関係）

政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり、平成二七年六月三〇日に閣議において決定された基本方針二〇一五に記載された財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第二八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとした。

㈠　平成二八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

㈡　財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三〇年度の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

2　消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置（附則第一七一条関係）

㈠　政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとした。

㈡　政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとした。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一六号）（財務省）

1　暫定税率の適用期限の延長等

平成二八年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

2　個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、学校教育法に定める義務教育学校を追加するとともに、バイオETBE製造用バイオエタノールについて暫定税率を設定し無税とする等所要の改正を行うこととした。（関税定率法別表並びに関税暫定措置法別表第一及び別表第一の三関係）

3　税関における水際取締りの強化

不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとした。（関税法第六九条の二及び第六九条の一一等関係）